

天皇陛下が8月8日にお宣葉を
出されて2カ月以上を費した。そ
して、10月17日に「天皇の公務の
負担軽減等に関する有識者会議」
の第1回会合が開かれた。荏苒時
を過ぎざるという言葉もある。私
は構成員として、高齢になられた
陛下の諸事情を鑑みるにあつて、負担
軽減や象徴天皇の在り方にについ
て、慎重さを旨としながらもスピ
ーチ感をもつて議論を進める大切
さを改めて痛感している。

どうやら治癒退院された5日後には、早くも、東日本大震災殉職者等全員慰靈祭に出席され、バイバウ手術から退院された1週間後に東日本大震災1周年追悼式に出席された。病後にさえ、公務をなおざりにされないお姿には、国民として尊敬申し上げる他ない。とはいっても、お言葉ごとく、うまい三行、

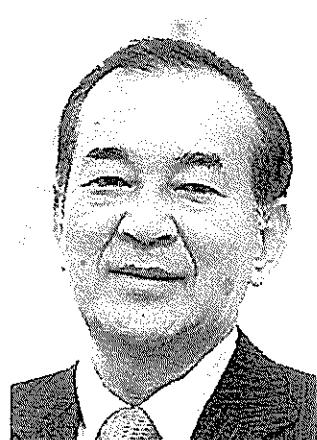
「高齢者に体力の衰弱にむかうと、言及された量みを十分に咀嚼しないではならない。

一国論に関する権能を有しない」と根拠に、現行の皇室制度に具体的に触れることを控えながら、個人的な感想を述べられたのである。他方、陛下は8月8日に「戦後70年という大きな節目を過ぎ

受けられた。しかし、氣管支炎などから治癒退院された5日後には早くも、東日本大震災殉職者等全国慰靈祭に出席され、バイパス手術から退院された1週間後に東日本大震災1周年追悼式に出席された。病後にさえ、公務をなおざりにされないお姿には、国民として尊敬申し上げる他ない。とはいっても、お言葉ごとのごまかし、

象徴天皇の在り方虚心に議論を 正論

東京大学名誉教授
明治大学特任教授
山内 昌之



東京大学名誉教授
明治大学特任教授

山内 昌之

高齢による体力の低下にわたるお言及された事のみを十二分に咀嚼しなくてはならない。

2年後には平成30年を迎える」と、ある種の歴史区分に踏み込む発言をされてくる。そして、平成30年は「明治150年」に当たるのだ。それは日本史において近現代を未来につなぐ画期となる年になるかも知れない。

いすれにせよ、天皇は国民統合の象徴であり、国民の総意としての象徴天皇という地位にあるが、この「総意」とは、總体としての国民の意思、一般的な国民の意思に他ならない。陛下の公務負担を軽減するには、天皇を象徴たらし

は、まもなく83歳になられる天皇陛下が、さらに高齢になられる」と
とくの配慮をもう優先すべきだと考える。

平成19年1月の前立腺
がん手術、23年11月の気管支炎、
マイコプラズマ肺炎の治療、24年
2月の心臓冠動脈バイパス手術を

点を根拠に、現行の皇室制度に具体的に触れることを控えながら、個人的な感想を述べられたのである。他方、陛下は8月8日に「戦後70年という大きな節目を過ぎ

陛下による個人的な歴史的試みと、「明治150年」という時間的暗合に何を読み解くべきかは、国民各自の個性や考え方によつて違つもあるだろう。

模索しなくてはならない。有識者
会議は、ひじょうにあらゆる選択肢
について虚心に、予断を交えずに
検討することができる所以である。

するのかといふ」とした。
第2は、現行法では不可能であるが、譲位を可能にする道を開くといふ点である。これにせよ特例法の制定と皇室典範の改正によつて、2つの道筋がある。前者なら現在の天皇一代限り、後者なら恒久性になるので今後全ての天皇制度に適用される」とことなるだつて、上アソングで多彩な意見を

上、可能な限りの解釈を示してい
る(平成28年9月30日の衆院予算
委員会)。

一般に、憲法第2条に規定する
皇室典範とは、特定の制定法であ
る皇室典範のみならず、皇室典範
の特例や特則を定める別法もそこ
に含まれるとこなのだ。これは政
府による法解釈の例であるが、有
識者会議は、この種のスピード感
と慎重さの平衡の上で、多彩な専
門家の意見がヒアリングで出していく
ことを期待している。

そこで会議での専門家ヒアリングの重要な論点は、「高齢の陛下の公務負担を軽減するには、具体的にいかなる道筋や方策が考えられるか」ということになる。それは天皇の国事行為と公的行為をどう理解するのか、公的行為は軽減可能と考えるのかという点と不可分の問題になる。大きく言えば2つの論点に収斂するのではないか。

第1に、現在の法的根拠に従つて「在位のままだとすれば、公務の一部を見直すのか、「国事行為の臨時代行」を設けるのか、摂政を置くのか。いずれの道筋を可と

した人は24・5%であり、今後全ての天皇にも可能だと答えた人は69・6%になつてゐる。スピード感に重きをおけば前者、慎重さを強調するなら後者に近づく。国民に満遍なく理解が得られ国会でも円満に合意が形成される政府への提言はなかなかに難しい。

法の裏付けでもいろいろな知恵を必要とする。たとえば最近、横畠裕介法制局長官は皇位の継承について、皇室典範で定めると規定されていると改めて確認しながらも、ある法律の特例や特則を別の法律で規定する」とは、法制